

(第45号議案)

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

【改正概要】

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法に規定する業務(児童の一時保護に係る業務を除く。)を行うため、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事した場合に支給している児童相談所業務手当について、専門性を有する人材確保の観点から、支給額の上限を改正する。

【改正内容】

児童相談所業務手当の支給上限額を引き上げる

(改正前) 日額 490円

(改正後) 日額 950円

【施行日】

公布の日(令和5年4月1日から適用)

中野区職員の特種勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(児童相談所業務手当)</p> <p>第8条 児童相談所業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第12条第3項に規定する業務(前条第1項に規定する業務を除く。)を行うため、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>950円</u>を超えない範囲内において、規則で定める。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>改正後の第8条の規定は、令和5年4月1日以後の業務の従事に係る児童相談所業務手当について適用し、同日前の業務の従事に係る児童相談所業務手当については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>改正後の第8条の規定を適用する場合において、改正前の同条の規定により支給された児童相談所業務手当は、改正後の同条の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(児童相談所業務手当)</p> <p>第8条 児童相談所業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第12条第2項に規定する業務(前条第1項に規定する業務を除く。)を行うため、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>490円</u>を超えない範囲内において、規則で定める。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>